

修 正 案	現 行	備 考
<p data-bbox="421 392 707 643">石川県地域防災計画 事故災害対策編 (平成 2 4 年修正) (案)</p>	<p data-bbox="1384 392 1671 584">石川県地域防災計画 事故災害対策編 (平成 2 3 年修正)</p>	

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第 1 章 海上災害対策計画</p> <p>I 海難対策計画</p> <p>第 1 節～第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 災害応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 救助・救急活動 海難発生時における救助・救急活動については、一般災害対策編第 3 章第 1 6 節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 医療救護活動 海難発生時における医療救護活動については、一般災害対策編第 3 章第 1 4 節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。</p> <p>8 行方不明者の捜索及び死体の収容等 海難発生時における行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等については、市町等各関係機関が、法令の定めるところによるほか海上保安部と連携、協力し、一般災害対策編第 3 章第 1 6 節「救助・救急活動」及び同第 2 0 節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬、収容」の定めるところにより実施する。</p> <p>9 交通規制 海難発生時における交通規制については、一般災害対策編第 3 章第 1 9 節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。</p> <p>10～11 (略)</p> <p>II 流出油等防除対策計画</p> <p>第 1 節～第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 災害応急対策</p> <p>1～5</p> <p>6 避難措置 流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全を図るために必要がある場合は、一般災害対策編第 3 章第 1 2 節「避難誘導」の定めるところにより、避難措置を実施する。</p> <p>7 交通規制 海上災害時における交通規制については、一般災害対策編第 3 章第 1 9 節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>11 防災ボランティアとの連携 流出油の防除作業等には多くの労力が必要となるが、これらの作業を実施</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 海上災害対策計画</p> <p>I 海難対策計画</p> <p>第 1 節～第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 災害応急対策</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 救助・救急活動 海難発生時における救助・救急活動については、一般災害対策編第 3 章第 1 2 節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 医療救護活動 海難発生時における医療救護活動については、一般災害対策編第 3 章第 1 3 節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。</p> <p>8 行方不明者の捜索及び死体の収容等 海難発生時における行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等については、市町等各関係機関が、法令の定めるところによるほか海上保安部と連携、協力し、一般災害対策編第 3 章第 1 2 節「救助・救急活動」及び同第 1 7 節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬、収容」の定めるところにより実施する。</p> <p>9 交通規制 海難発生時における交通規制については、一般災害対策編第 3 章第 1 6 節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。</p> <p>10～11 (略)</p> <p>II 流出油等防除対策計画</p> <p>第 1 節～第 2 節 (略)</p> <p>第 3 節 災害応急対策</p> <p>1～5</p> <p>6 避難措置 流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全を図るために必要がある場合は、一般災害対策編第 3 章第 2 0 節「避難誘導」の定めるところにより、避難措置を実施する。</p> <p>7 交通規制 海上災害時における交通規制については、一般災害対策編第 3 章第 1 6 節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>11 防災ボランティアとの連携 流出油の防除作業等には多くの労力が必要となるが、これらの作業を実施</p>	

修正案	現行	備考
<p>する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、一般災害対策編第3章第30節「ボランティア活動の支援」の定めるところにより実施する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 航空災害対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策 1～4 (略) 5 救助・救急活動 航空災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第16節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。 (略) 6 医療救護活動 航空災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、次により実施する。 ◎ 実施事項(県、市町、消防機関) 死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成するDMAT又は医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。 7 (略) 8 行方不明者の捜索及び死体の収容等 市町等各関係機関は、一般災害対策編第3章第16節「救助・救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬・収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。 9 交通規制 警察等各関係機関は、一般災害対策編第3章第19節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。 10 防疫及び廃棄物処理等 航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。 (1) (略) (2) 実施事項 災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所と密接な連携を図りつつ、一般災害対策編第3章第29節「防疫、保健衛生活動」の定めるところにより、的確な防疫対策を講ずる。 また、同第31節「し尿及び廃棄物の処理」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。 11～12 (略)</p>	<p>する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、一般災害対策編第3章第28節「ボランティア活動の支援」の定めるところにより実施する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 航空災害対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策 1～4 (略) 5 救助・救急活動 航空災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。 (略) 6 医療救護活動 航空災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第13節「災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、次により実施する。 ◎ 実施事項(県、市町、消防機関) 死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。 7 (略) 8 行方不明者の捜索及び死体の収容等 市町等各関係機関は、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」及び同第17節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬・収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。 9 交通規制 警察等各関係機関は、一般災害対策編第3章第16節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。 10 防疫及び廃棄物処理等 航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。 (1) (略) (2) 実施事項 災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所と密接な連携を図りつつ、一般災害対策編第3章第26節「防疫、保健衛生活動」の定めるところにより、的確な防疫対策を講ずる。 また、同第29節「し尿及び廃棄物の処理」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。 11～12 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第3章 鉄道災害対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策 1～3 (略) 4 救助・救急活動 鉄道災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第1.6節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。 (略) 5 医療救護活動 鉄道災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第1.4節「災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、次により実施する。 ◎ 実施事項(鉄軌道事業者、県、市町、消防機関) 死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成するDMAT又は医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。 また、鉄軌道事業者は、災害発生直後における救護活動を行うとともに、医療救護活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。 6 (略) 7 行方不明者の捜索及び死体の収容等 市町等各関係機関は、一般災害対策編第3章第1.6節「救助・救急活動」及び同第2.0節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬・収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。 8 交通規制 警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、一般災害対策編第3章第1.9節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。 9～13 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 道路災害対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策 1～3 (略) 4 救助・救急活動 道路災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第1.6節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。 (略) 5 医療救護活動 道路災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第1.</p>	<p style="text-align: center;">第3章 鉄道災害対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策 1～3 (略) 4 救助・救急活動 鉄道災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第1.2節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。 (略) 5 医療救護活動 鉄道災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第1.3節「災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、次により実施する。 ◎ 実施事項 鉄軌道事業者は、災害発生直後における救護活動を行うとともに、医療救護活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。 6 (略) 7 行方不明者の捜索及び死体の収容等 市町等各関係機関は、一般災害対策編第3章第1.2節「救助・救急活動」及び同第1.7節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬・収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。 8 交通規制 警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、一般災害対策編第3章第1.6節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。 9～13 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 道路災害対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策 1～3 (略) 4 救助・救急活動 道路災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第1.2節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。 (略) 5 医療救護活動 道路災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第1.</p>	

修正案	現行	備考
<p>4節「災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、次により実施する。</p> <p>◎ 実施事項（道路管理者、県、市町、消防機関） 死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成するDMAT又は医療班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。 また、道路管理者は、関係機関による迅速かつ確な医療救護活動が行われるよう可能な限り協力する。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 行方不明者の捜索及び死体の収容等 市町等各関係機関は、一般災害対策編第3章第16節「救助・救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬・収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。</p> <p>8 交通規制 道路災害時における交通規制については、一般災害対策編第3章第19節「災害警備及び交通規制」の定めるところによるほか、次により実施する。 （略）</p> <p>9～12 （略）</p>	<p>3節「災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、次により実施する。</p> <p>◎ 実施事項 道路管理者は、関係機関による迅速かつ確な医療救護活動が行われるよう可能な限り協力する。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 行方不明者の捜索及び死体の収容等 市町等各関係機関は、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」及び同第17節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬・収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。</p> <p>8 交通規制 道路災害時における交通規制については、一般災害対策編第3章第16節「災害警備及び交通規制」の定めるところによるほか、次により実施する。 （略）</p> <p>9～12 （略）</p>	
<p>第5章 危険物等災害対策計画</p>	<p>第5章 危険物等災害対策計画</p>	
<p>第1節～第3節 （略）</p> <p>第4節 災害応急対策 1～4 （略）</p> <p>5 避難措置 市町等関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第3章第12節「避難誘導」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。</p> <p>6 救助・救急活動 危険物等災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第16節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。</p> <p>7 医療救護活動 危険物等災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 行方不明者の捜索及び死体の収容等 市町村等各関係機関は、一般災害対策編第3章第16節「救助救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬・収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。</p> <p>10 交通規制 危険物等災害時における交通規制については、一般災害対策編第3章第1</p>	<p>第1節～第3節 （略）</p> <p>第4節 災害応急対策 1～4 （略）</p> <p>5 避難措置 市町等関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第3章第20節「避難誘導」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。</p> <p>6 救助・救急活動 危険物等災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。</p> <p>7 医療救護活動 危険物等災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第13節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 行方不明者の捜索及び死体の収容等 市町村等各関係機関は、一般災害対策編第3章第12節「救助救急活動」及び同第17節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬・収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。</p> <p>10 交通規制 危険物等災害時における交通規制については、一般災害対策編第3章第1</p>	

修正案	現行	備考
<p>9節「災害警備及び交通規制」の定めるところによるほか、次により実施する。 (略) 11～12 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策 1～4 (略) 5 避難措置 市町等関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第3章第12節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。 6 救助・救急活動及び医療救護活動等 市町等関係機関は、一般災害対策編第3章第14節「災害医療及び救急医療」及び同第16節「救助・救急活動」の定めるところにより、被災者の救助・救急及び医療救護活動を実施する。 また、同第20節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬・収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。 7 交通規制 警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、一般災害対策編第3章第9節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。 9～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 林野火災対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策 1～4 (略) 5 避難措置 市町等関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第3章第12節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。 6 交通規制 警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、一般災害対策編第3章第9節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。 7～8 (略)</p>	<p>6節「災害警備及び交通規制」の定めるところによるほか、次により実施する。 (略) 11～12 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策 1～4 (略) 5 避難措置 市町等関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第3章第20節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。 6 救助・救急活動及び医療救護活動等 市町等関係機関は、一般災害対策編第3章第12節「救助・救急活動」及び同第13節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより、被災者の救助・救急及び医療救護活動を実施する。 また、同第17節「行方不明者の捜索、遺体の埋葬・収容」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。 7 交通規制 警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、一般災害対策編第3章第16節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。 9～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 林野火災対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害応急対策 1～4 (略) 5 避難措置 市町等関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第3章第20節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。 6 交通規制 警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、一般災害対策編第3章第16節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。 7～8 (略)</p>	